



第24回理事会 議事録

1. 開催日時 2019年2月27日(水) 午後1時から午後4時30分
1. 場 所 全日自労会館6階会議室
1. 理事総数 6名
1. 出席理事 6名 神田豊和 濱田 茂 川手益己 柴田和啓 角田季代子 入月孝広
1. 欠席理事 なし
1. 出席監事 伊藤東一 磯野紀子
1. 欠席監事 なし
1. 議事録作成者 濱田 茂

1. 議事の経過の要領とその結果

上記のとおり出席があったので、本理事会は適法に成立した。

定款の規定により理事長・神田豊和が議長に就任し、直ちに議案の審議に入った。

初めに議事録作成者は常務理事・濱田茂を全員一致で承認した。

第1号議案 第22回理事会、第23回理事会、第16回評議員会等近々の報告の件

濱田常務理事が、第22回理事会、第23回理事会、第16回評議員の議事録について報告した。つづいて2019年2月の部門部長会議について、「4~12月の損益結果について」「多摩支所閉鎖に向けての作業過程の報告」「2019年度事業方針(案)」を議題に討論をしたことが報告された。つづいて、2月18日~20日に行われた監事による事業所監査(都城事業所、田川事業所事業所、宮若事業所)の報告がされた。神田理事長より、法人一本化プロジェクトの第一回目の会議を3月6日(水)の予定していることが報告された。また、「協会だより」のNo.31を発行したが、月報は6事業所からであったこと。経理担当の佐藤氏から資金繰りと未収金について報告を受けた。ITセンターで「くるみん認定取得」を目指して、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の公表」をホームページ上で行っていることが報告された。

審議の結果、議長は報告事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第2号議案 2018年度第三四半期の結果、監査報告の件

濱田常務理事から、損益結果は、剰余-2,141万円と大きな赤字です。前年差-1,121万円です。ワークセンターが9月までで262万円の黒字、福岡事業所が-176の赤字でした。未入力に付き正確には出来ませんが、ほぼ同じ状態であるとの報告から、-2,000万円の赤字が近似値と思われます。前年に比べて大きく後退です。倍の赤字となっています。大きな要因は、ITセンターの-968万円という大きな赤字と、京都事業所の-725万円という赤字です。両事業所で約-1,700万円の赤字になります。ITセンターは11月の収入がマイナス経常となっており、確認作業を指示しています。また、京都事業所は、上半期から回復の兆しでしたが、11月に収入を大きく減らし上期の赤字に戻っています。今後、多摩支所が閉鎖に向けて入居者の他への紹介を進めていますが、赤字を積み重ねることが危惧されます。差異はどこで生じているか(ワークセンターは予算通り、福岡事業所はゼロとみて検討してみる)。収入予算28,

526万円に対し25,251万円で、予算に-3,275万円と大幅な収入未達成でした。月平均-363万円です。収入予算を達成しているのは、旭川、青森、ITセンター、田川の4事業所と本部です。他の7事業所は未達成ですが、仙台、多摩、京都、福岡の4事業所の未達成が大きく占めています。

支出は予算28,628万円に対し27,421万円で、予算に-1,207万円です。予算内の支出の事業所は仙台、京都、宮若の3事業所と本部ですが、他の8事業所は超過支出となっています。とりわけてITの支出が+1,554万円と飛びぬけて大きく出ているのが目立ちます。(ITは点検を指示しています)

2018年4～12月の損益結果

(万円)

	実績	予算	前年	予算差	前年差
1 旭川事業所	22	-7	1	29	21
2 青森事業所	105	-29	-68	134	173
3 仙台事業所	-131	55	51	-186	-182
4 多摩支所	-409	40	10	-449	-419
5 ITセンター	-968	195	-311	-1,163	-657
6 ワークセンター		-89	115	89	-115
7 京都事業所	-725	238	-817	-963	92
8 宮若事業所	-23	13	62	-36	-85
9 田川事業所	-59	-15	-34	-44	-25
10 福岡事業所		1	-146	-1	146
11 都城事業所	-26	124	-5	-150	-21
12 本部	73	-635	122	708	-49
計	-2,141	-109	-1,020	-2,032	-1,121

事業所別にみても、剰余予算達成事業所は、事業所では旭川、青森、ワークの3事業所と本部です。未達成の9事業所のうち、田川、宮若、宮若の3事業所は予算に接近しています。剰余予算とのかい離が大きいのは、仙台、多摩、ITセンター、京都、福岡です。

また、第3四半期の結果について監事による監査報告がされた。監査結果と監査意見については、以下の通り。

監査結果

会計書類等は監査期間中の協会の会計活動の実態と期間末日の財産の状況を正しく反映していることを確認した。なお本決算は、協会が公益認定を得て4年目の決算である。本部の事業所管理機能は改善され、理事の職務執行に関して不正行為または法令及び定款に違反する行為は認められなかった。せせらぎと塩釜事業所の閉鎖後の財産処理およびその後の返済については、適切に行われていることを確認した。

監査意見

事業収入は4億2,441万円余計上されているが、これを超える4億円4,491万円の経費が掛かっており、法人事業税支払い前で1,896万円の赤字となっている。正味財産は2,159万円の減となっている。赤字決算に加えて、せせらぎと塩釜事業所の閉鎖があり、4年連続で減少しており、2017年度末で2億1,353万円となっている。清掃事業所と宿泊事業の増収策だけでなく、2017年度は介護収入が大きく収入を減らしている。京都事業所の1,100万円超の特別減算が大きく影響しているが、介護報酬の改定ごとに減収が余儀なくされており、今後、特別の工夫取り組みが求められる。前年の監査で指摘したが、事業所での資金繰りの改善の具体化が必要である。

今後の問題として、内閣府立ち入り時の改善指摘事項の取り組みに全事業所が団結して取り組むこと。事業所監査での改善指摘事項の点検についてはもっとスピーディにやること。都城事業所については、改善の努力は評価するが大きく解決したとは言えない。引き続き改善に取り組んでいただきたい。本部事業の貸室については、2017年7月にはすべてテナントの確保が出来たことは一歩前進である。今後、さらにいっそう本部と事業所の信頼関係を作っていくこと。公益財団の目的にたった改善を計画的に行っていくことを期待する。月次決算報告は15日までの徹底を図ること。

以上

結果報告および監事の報告について、審議の結果、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第3号議案 常勤役員報酬規程の変更の件

濱田常務理事から、内閣府からの指摘で「誤り」がわかり、変更をするという提案がされた。

提案：変更部分

(現行) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは定款第20条に定める理事をいう。

↓

(変更) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは定款第22条に定める理事をいう。

(理由) 定款では第20条ではなく第22条の「役員」の規定がされている

定款 第22条

「第6章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長を持って代表理事とし、常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。」

※参考に第20条は

「(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。」

審議の結果、議長はその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第4号議案 2019年度事業計画(案)件

濱田常務理事から、「2019年度事業計画(案)について」報告がされた。はじめにでは、2018年2月の内閣府立ち入り調査時に指摘事項について触れ、法人が一体となって改善に取り組んでいくことの必要性について触れ、ついで、各事業の事業計画(案)の報告がされた。

(1) 高齢者、生活困窮者に対する雇用機会の提供のための事業は、ワークセンター、田川事業所、

旭川事業所、宮若事業所で清掃事業行う。仙台事業所、京都事業所、都城事業所では介護事業を行う。介護労働に従事するための資格取得に関する研修事業は、福岡事業所で行う。

- (2) 生活困窮者に対する支援事業は、ワークセンター、ITセンターで行う。
- (3) 賃貸業は、ユニオンコーポで行う。
- (4) 障害者関係事業はITセンターで行う。

各事業の収益目標は以下の通り。

- (1) 高齢者、生活困窮者に対する雇用機会の提供のための事業
 - 清掃事業 5,175万円
 - 無料職業紹介事業 2,456万円
 - 介護事業 14,743万円
- (2) 生活困窮者に対する支援事業
 - ホームレス支援事業 6,000万円
- (3) 賃貸業
 - 賃貸料 880万円
- (4) 障害者関係事業
 - ホームページ作成など 1,700万円

審議の結果、議長は提案事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第5号議案 2019年度予算(案)の件

濱田常務理事から、「2019年度予算(案)」が提案された。それによると、昨年の全国所長会議で提案し

◆各事業所の集計

2019年予算(案)		(万円)			
		収入	支出	利益目標	
1	旭川事業所	120	80	40	前年実績に合わせる
2	青森事業所	0	0	0	あらたな仕事起こし
3	仙台事業所	1,572	1,515	57	
4	ITセンター	4,156	4,156	0	
5	ワークセンター	9,600	8,744	856	
6	京都事業所	9,862	9,845	17	
7	宮若事業所	90	120	-30	前年実績に合わせる
8	田川事業所	1,250	1,220	30	
9	福岡事業所	429	535	-106	
10	都城事業所	2,880	2,784	96	
11	本部	880	700	180	
	計	30,839	29,699	1,140	

た2019年度の必要利益700万円に対し、各事業所からの集計は、収入30,839万円で支出は29,699万円となっており、利益は1,140万円になっており、

2019年度の剰余目標を1,140万円とするという提案がされた。

審議の結果、議長は提案事項についてその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第6号議案 第17回評議員会開催の件

濱田常務理事から、第17回評議員会開催の件について提案がされた。提案内容は以下のとおりである。

<提案>

予定 2019年3月22日（金）午後1：00～

- 第1号議案 第16回評議員会以降の第23回理事会、第24回理事会等近々の報告の件
- 第2号議案 2018年度事業活動まとめの件
- 第3号議案 常勤役員報酬規程の変更の件
- 第4号議案 2019年度事業計画（案）の件
- 第5号議案 2019年度の予算（案）の件
- 第6号議案 第18回評議員会開催の件

予定 2019年6月26日（水）午後1：00～

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

第7号議案 第25回理事会開催の件

濱田常務理事から、第25回理事会開催の件について提案された。提案内容は以下のとおりである。

予定 2019年6月10日（月）午後1：00～

- 第1号議案 第24回理事会以降近々の報告の件
- 第2号議案 2018年度事業報告及び決算書、監査報告の件
- 第3号議案 2018年度決算で公認会計士の事業所への質問・確認の件
- 第4号議案 2019年度予算の件
- 第5号議案 評議員及び理事、監事の選任、解任の件
- 第6号議案 第18回評議員会開催の件
- 第7号議案 第26回理事会開催の件

審議の結果、議長は提案事項のその賛否を諮ったところ、出席理事全員一致で決議した。

以上をもって、議案の全部を終了したので、議長は、午後4時30分に閉会を宣言し散会した。

2019年2月27日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

議長 理事長 神田 豊和

監事 伊藤 東一

